

総務常任委員会会議録

令和 2 年 9 月 1 1 日

宮 古 市 議 会

宮古市議会定例会令和2年9月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(9月11日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	13
付託事件審査(3)	17
付託事件審査(4)	19
付託事件審査(5)	23
付託事件審査(6)	28
審査終了	29

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年9月11日（金曜日） 午前10時00分
場 所 宮古市議会議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 請願第8号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願
- (2) 議案第9号 宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第10号 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第11号 宮古市地域創生センター条例
- (5) 議案第12号 宮古市川井地域バス条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第19号 財産の処分に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

紹 介 議 員	落 合 久 三 君	紹 介 議 員	藤 原 光 昭 君
紹 介 議 員	坂 本 悦 夫 君	紹 介 議 員	畠 山 茂 君
請 願 者	宮古民主商工会会長 崎 尾 誠 君	請 願 者	宮古民主商工会事務局長 木 村 明 君
請 願 者	宮古民主商工会事務局員 鳥屋部 洋 樹 君	請 願 者	岩手県商工団体連合会共済会理事長 大 森 進 君
参 考 人	税務課長 三田地 環 君	参 考 人	税務課副主幹兼市民税係長 佐々木 則 夫 君

(2)

総 務 部 長	中 嶋 巧 君	総 務 課 長	若 江 清 隆 君
副 主 幹 兼 職 員 係 長	渡 邊 伸 也 君		

(3)

総 務 部 長	中 嶋 巧 君	税 務 課 長	三田地 環 君
副 主 幹 兼 市 民 税 係 長	佐々木 則 夫 君		
市 民 生 活 部 長	松 舘 恵 美 子 君	総 合 窓 口 課 長	西 村 泰 弘 君
国 民 健 康 保 険 係 長	大 越 公 君		

(4)

企 画 部 長	菊 池 廣 君	企 画 課 長 兼 公 共 交 通 推 進 課 長	多 田 康 君
副 主 幹 兼 企 画 調 整 係 長	松 橋 慎 太 郎 君	企 画 課 長	佐々木 信 吾 君

(5)

企画部長 菊池 廣 君

公共交通担当 山崎 政典 君
部 長

企画課長兼公共
交通推進課長 多田 康 君

公共交通推進 小笠原 雅明 君
係 長

(6)

危機管理監 芳賀 直樹 君

消防対策課長 三浦 正成 君

○

議会議務局出席者

事務局 長 下島野 悟

次 長 松橋 かおる

主 任 佐々木 健太

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、付託事件審査6件、説明事項2件、協議事項1件となります。

○

付託事件審査（1）請願第8号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託されました事件の審査を行います。

なお、議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略いたします。

○委員長（松本尚美君） 請願第8号緊急経済対策に消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める請願の審査を行います。

本日は、紹介議員の落合久三議員、藤原光昭議員、坂本悦夫議員及び畠山茂議員、請願提出者の宮古民主商工会崎尾誠会長、同じく、木村明事務局長、岩手県商工団体連合会共済会大森進理事長、宮古民主商工会鳥屋部洋樹事務局員の皆さんに出席をいただいております。よろしくお願ひします。

初めに宮古民主商工会様より資料の配付の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔資料配付〕

○委員長（松本尚美君） それでは、紹介議員より請願の内容について説明願ひます。

落合久三議員。

○紹介議員（落合久三君） 総合的にそれでは最初に私から、説明を行います。皆さんのお手元にも当然請願書があると思いますので、私はこの請願書に沿って、若干説明をいたします。

第1番目は、請願の1番最初のほうですが、請願書には次のような趣旨が書いてあります。消費税率を昨年10月に値上げして以降、結果として、GDPが年率換算で27.8%、という戦後最大の落ち込みに至ったといえますか、これにこのコロナ禍が追い打ちをかけた。ここの点について、次の点を説明に補足したいと思います。

実は、一つは、安倍首相が昨年10月に消費税率を上げる際に繰り返し話してきたことの一つは、「リーマンショック並みの経済危機が来れば増税はしない」ということを言明してまいりました。逆の言い方をしますと、あの時点ではそうではないという認識を披露したものだと思います。そこで、安倍首相があのと時言った「リーマンショック並みの経済危機が来れば増税はしない」ということに関して、昨年の10月、実はリーマンショック並みの経済の衰退が既に始まっていたということを指摘したいわけでありまして。ご存じのように、2008年リーマンショック翌年2009年から5カ年、世界のGDPは平均年3.9%でありました。そして去年の消費税率を10%にしようとした2019年10月、GDPは2.9%と1%も後退していたわけなんです。この数字はIMF国際通貨基金の調べであります。つまり、10月に税率を上げようとする前には3.9%だった。これ自身が相当落ち込んだ数字ですが、それよりも10月の時点では2.9、というのを指摘したいわけでありまして。

もう一つは、去年の8月、政府の景気動向を調べて、去年の8月は悪化という表現でした。増税するときの10月同じく政府の景気動向調べ、同じく悪化という表現でした。そういう意味では10%増税するという初動の段階から失敗だったと言わざるをえません。請願書に書いてありますように4から6月のGDPの年率換算は

27.8%と戦後最悪の事態に陥っている、ということのあらわれだと思います。

二つ目に、請願書では、次のように触れています。2014年4月に5%だったものが8%に上がった。昨年10月にさらに10%に引き上がった。2度にわたる増税で経済を冷え込ませる。そして多くの国民と業者には多大な税負担を強いているという指摘があります。この点では次の点を指摘して補足したいと思います。

一つは、この間2度にわたる増税の結果、国民の負担はどうなったのか。詳細なことは省略しますが、一つ、年金が減り続けている。二つ、医療費にかかわる国民負担がふえている。三つ目、最後のセーフティーネットと言われる生活保護の切り下げが行われてきている。四つ目、介護の負担増。これらだけで、7年間で4.3兆円の負担増になっております。

二つ目、中小企業にとっては2度の増税はどのような事態を招いているか、ということも指摘したいわけがあります。令和元年、昨年国税庁が次のような租税滞納調べを発表しております。平成30年度全国で国税の滞納が8,531億円。その内訳、所得税3,848億円。2番目に多いのが、消費税3,028億円。4番目が法人税913億円等であります。滞納額の実に35.5%が消費税であります。さらに、国税庁の統計年報書。年間の年、報告の報、書類の書。国税庁統計年報書によりますと、驚くべきことが報道報告されております。申告件数、確定申告企業、個人含め、申告件数の49.78%、イコール115万件の企業事業所が消費税を滞納している。申告した件数のほぼ半分の事業所は実は消費税を滞納しているんだっていう、これは、今回に始まったことではないんですが、これは皆さんもご存じのように、消費税は赤字であっても納めなければならない。という意味で非常に大変な状況に陥っていると。

もう一つ、2000年から2017年のGDPはどうなっているか。世界全体です。2000年から2017年のGDPは、アメリカ2.27倍、フランス1.78倍、イギリス1.7倍、ドイツ1.66倍、日本1.1倍、これはよく知られております。ですからドイツのメルケル首相が言ったように、経済が停滞している国、というふうに揶揄されているわけでありまして。こういうふうに国民への負担、中小企業に対する負担がどういうふうな形であらわれているかを説明しました。

最後に、請願書は最後に、国民生活に共通した支援になる。消費税率を5%に戻すことは、家計消費を応援し中小事業所の負担を軽減することにつながり、結果として地域経済の再建に寄与するものになると締めくくっております。

一つ、この点に関して最後に訴えたい、説明したいことの一つは、コロナ禍のもとで、世界各国で減税措置がとられ始まっている点であります。日本と違って名前も付加価値税で仕組みはちょっと単純ではありませんが、ドイツ、オーストラリア、ベルギー、ノルウェー、中国など、7月時点で10カ国が減税に踏み出しております。

二つ目は、先日、商工会議所と意見交換する機会がありましたが、宮古商工会議所の会頭は、次のような意見を述べてくれました。「個人的な意見だが、5%減税をするぐらいだったら、当面じゃなく、ずっとやるべきだ」と。同様に、今国会の中では自民党内にも同様の意見が漏れ聞こえてきたのは皆さんもご存じの点だと思います。

それから三つ目は、GDPの約6割は個人消費であります。個人消費を中心に内需、家計を暖めることを抜きに経済景気は浮揚しない。上がらない。ということの説明して、紹介議員としての説明にかえたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。提出者からも説明があれば許可します。

宮古民主商工会鳥屋部洋樹事務局員。お願いします。

○宮古民主商工会事務局員（鳥屋部洋樹君） 今回お渡しした資料には、まず1枚目の資料に全国の民主商工会会員、小規模な自営商工業者を対象に新型コロナウイルスの影響調査、47都道府県1,002人から寄せられた回答結果のまとめや全国商工新聞や朝日新聞に掲載された消費税増税の懸念や消費税減税の必要性、今回のコロナ禍による各国の付加価値税減税を用いた経済対策の例を資料としてお渡ししています。

また、岩手県の同じ奥州市において実際に消費税5%の引き下げの意見書が採択されたという記事も一緒にお渡しします。

昨年10月からの消費税10%への引き上げに加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で日本は重大な経済危機に直面していると私たちは考えています。その中で、先ほど落合議員のほうからも説明はしていただきましたが、資料の2枚目の経済危機の打開策は消費税減税5%へとということで、こちらはそれ以降に添付している新聞の内容を抜粋してまとめたようなものにはなりますが、既に、コロナの影響というのは、世界経済にも大きな影響を与えていて、景気刺激策として、各国政府が税制上の支援措置を打ち出し、中小企業対策としても位置づけられる付加価値税の減免が既に複数国で行われています。期間限定の国もありますけれども、例えばドイツであれば、外食の付加価値が下がったりですとか、ということで今回の措置で、1世帯当たり1カ月で最大の116ユーロ、日本円でおおよそ1万4,000円余りの家計負担が減るとされています。私たちはですね、民主商工会という職業柄この下閉伊地域の中小事業者の今現在の実情というのを目の当たりにしています。

飲食店を例に挙げればふだん繁盛するはずの金曜日だったり土曜日にお客さんが来ない。平日もう1日3、4人来ればかなりいい方で、もうお客さんの数が0人だという日も珍しくないという話を飲食店の方からよく最近聞いています。売り上げ減少分の補償目的とした持続化給付金や、宮古市でも事業継続給付金という制度がありましたし、地代家賃を補助する、国の家賃支援給付金であるとか、岩手県や宮古市の家賃補助も大変ありがたい制度でありますけれども、この消費税増税。去年の10月からあったこの消費税増税に加えて、このコロナ禍で先が見えない状況の中にあっては正直厳しいというのが現状だということを私たちは、肌で感じているというような状態です。

その給付金でもですね、せっかくいただいても、そういった税金の支払いに賄われてしまって、結局あんまり売り上げが減少した分の補助に本当に充てられているかというところ、そこは数が少ないんじゃないかなというお話を業者の方とお話をする限りでは思っているところで、このいまだかつてない厳しい状況を打破するためにも消費税減税が今後の消費活動回復にも大きく影響すると、私たちは考えています。同じ岩手県奥州市では既に同様の意見書が採択されましたが、ぜひ宮古市議会でも意見書を国に上げていただくようお願いいたします。以上です。

○委員長（松本尚美君） はい、説明が終わりました。

これより、請願第8号に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ありませんか。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） どなたもないようですので、最初に請願の趣旨の確認をさせていただきたいと思いますが、先ほど紹介議員の落合議員のほうから商工会議所会頭とのお話が紹介をされました。消費税5%減税するんであれば、恒久的な減税にすべきだと。こういうお話もあったわけですが、きょうの請願の趣旨は、表題にありますように、緊急経済対策として、当面といたしますか、とりあえず5%に減税すべきだというものなのか。それとも、いわば5%減税については、恒久的な措置として引き下げるべきなのか。先ほど説明を聞いてそう

いうふうにも受け取れるわけでありますが、当然私的にもあるいは国政における野党の立場としてもですね。消費税10%の引き上げについては、野党は反対してきたという経過もあるわけでありまして。きょうの資料にありますように、消費税が実態的には、この間の安倍政権によって法人税の減税、あるいは所得税の減税の穴埋め財源として使われている。本来の趣旨である社会保障財源として本当にやってらっしゃるのかということにはね、大きな問題点がある。このように、私自身も考えておりますから、消費税そのものについてのさまざまな問題点については承知をしているつもりであります。

それはそれとして、今回の請願の趣旨については、いわばその緊急経済対策という一時的といいますかね、そういうことでの趣旨なのか。あるいは、そうでないという問題も含んでいるのか。この点はどうかということところをまず確認をさせていただきたい。

○委員長（松本尚美君） 落合久三議員。

○紹介議員（落合久三君） 当然これは当面緊急対策として、5%にすべきだという請願の趣旨だと理解しております。私が説明の中で一つの例えの意見。例えってというか、例として会議所の会頭のお話を紹介したのは、あくまでも会頭も断って「個人的な見解だが」と。そのぐらい疲弊していますよってということを強調したものと受けとめておりますが、だから半永久的にとか長期的にというつもりで紹介したものではありません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） いわゆる消費税につきましては確か紹介議員の説明の中にもあったように記憶をしておりますけれども、今の政権を担う自民党の中にも、コロナが起きた段階でですね。私の記憶では確か50人前後だったのではないかと記憶をしてるんですが、政権与党の中にもですね、今の請願者の趣旨に確認いたしましてのお答えの中に当面の緊急経済対策ということですね、この消費税の5%に引き下げというのはその政権与党の中でも、少なくない議員の方々が、そういう動きをしていると。どういう動きかといいますと、実際に安倍総理に対して、「やりなさい」とこれ自民党の国会議員の中でですね。そういうふうな動きをしたって聞いておりますが、この動きに関して請願者であります商工団体、全国的な部分あるいは宮古民主さんのほうからですね。特に補足するような情報ございましたら伺いたいと思うんですが、おわかりになりますか。消費税の減税を求める政権与党内の議員の動きについて情報を持ちでしょうかという質問しております。

○委員長（松本尚美君） 木村事務局長。

○宮古民主商工会事務局長（木村明君） 特に、大きな動きということでの情報については、今、田中議員がおっしゃられた範囲でしか聞いておりません。ただ今自民党の総裁選挙やられておりますけれども、菅総理に多分なるんでしょうけれども、何か10%の消費税をさらにあげないとうまくないというような発言までしてとても国民感情と合わないということが自民党に所属する人たちからも、漏れ聞こえていると思います。そういう意味では、緊急の経済対策ですけども、コロナが緊急におさまるとはちょっとまいりませんので、やや長い期間の対策として5%を維持し、どうしても増税突き進むという政権については、国民から厳しい審判が出るのではないかと期待の声を上げたいだというふうに思っています。以上です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 中小商工業者の皆さんから見て、いわゆる従来の日本の課税体系。これはいわゆる直接税、なおかつ累進課税というのがですね。これまでの日本の太平洋戦争以降、世界でも奇跡と言われたようなですね、急激な経済回復果たしたその際のやっぱり大きな特徴として、もちろん日本国民の特有の勤労性っていう努力等々もあると思いますけれども、その中で果たした役割はですね、やはり税金は所得に見合っ

ただくと。つまり累進税率っていうことでした。私の記憶では例えば皆さんにもなじみの清原選手がプロ野球に入ったときにですね。あのときの所得税はたしか年俵が億を超えてましたので、50%以上税金でもっていかれてしまう、ということだったんですね。今課税のあり方として直接税から間接税でその代表な部分で日本の場合ですと、消費税。世界で見ますと付加価値税って呼び名も出ておりますけれども、いずれ今問題になっておりますのは、この消費税なんです、間接税の中でもですね、非常に私も請願をされた皆さん方と同じような考え方であります。簡単に言いますと、非常に不公平でいわば大変な景気の足を引っ張るというふうに私は思っておりますけれども。実は、内閣府がですね、アベノミクスも含めて、日本の経済成長いわば過去、戦後の中で、いざなぎ景気だとかさまざまなその名称がついたわけでありましてけれども、その経済成長はもう終わったって宣言をしているのがですね。私の言ってんじゃないですね。内閣府が発表しております。つまり、安倍政権を挟んで。安倍政権だな。経済回復がずーっとこう経済が伸びていたのがですね。2010年の12月で終わったっていうふうに内閣府が公表しております。ちょうど消費税10%、引き上げタイミングだということを考えますと、今あたかも、コロナの問題が生じたためにですね。政府はさまざまな給付金対策を行っておりますけれども、そういった意味からするとやはり国の財政のいわば基幹、柱になるのは、私はやっぱり所得に応じて、それに応じたやっぱり税金を納めるというのは国民の義務でありますので、そういった点では今の皆さん方の気持ちと私も同じでありますし、改めて、商工団体の皆さん方とすれば、ちょっとこれ直接請願の趣旨からかけ離れるかもしれませんが、どのような税体系が望ましいとお考えか、もしおありでしたら、ご説明いただけると助かりますが。

○委員長（松本尚美君） 崎尾会長。

○宮古民主商工会会長（崎尾誠君） 今、田中議員がお話ししたとおり、確か消費税導入前の最高税率、私の記憶が75%。もちろん控除額はありましたけれども、それにかかる直接税は75%が高額所得者の課税限度額でありました。今はたしか40%を切っているんじゃないかなと思うんですが、我々、そういった意味でね、税金は能力に応じて負担すべきだ。応能負担、これを強く主張しております。直間比率の見直しということで間、この消費税導入し、そして社会保障の財源にするんだとか、教育の財源にするとか、といったことで、導入されて2度、3度、値上げをするときもですね、社会保障のために使うんだというのが最大の口実でありました。しかしどうでしょう。年金は下げられる。医療費の負担増はふえる。介護の負担もふえる。ということで、我々の暮らしは、決して楽になってるわけでありません。安倍のミクスで、日本の経済は持ち直したという、説明もあるんですが、私から見ますとですね、アベノミクス、何のことはない、国の税金をつぎ込んで株価を挙げただけです。株価を上げて、誰が儲かったか。株を保有している人たち。我々庶民には全くその庶民の所得はどんどん減り続けているのが現状であります。やっぱりこういったことも含めて本当は、消費税ゼロをずっと続けてほしいんですが、そういった今ですね、本当に緊急な課題として、コロナ禍のもとで、せめてこの5%に引き下げるべきだとこれはぜひ実現してほしいという意味での請願でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（松本尚美君） 請願に伴う質疑をお願いします。

西村委員。

○委員（西村昭二君） いろいろ今ご説明をお聞きして思ひの部分で納得したいところと、なかなか難しいところと個人的には感じました。それで、先ほどから消費税増税に伴ってなんのために増税したのかっていうそもそも論から入りましたが、社会保障制度というところが出ております。私はですね、全てが全て増税した部分

の消費税が消えてしまったというふうには思っていないですね。新たに加わった幼児教育とか保育の無償化、待機児童の解消など、高等教育の無償化というところでは私は成果が出てると思っております。全てが否定されるものではないと。私は子育てもしていますし、さまざまそういうところでいろんな声も聞いております。

確かにですね、先ほど事務局の鳥屋部さんのほうからも飲食店の厳しい現状だというのがありましたが、これは私の調査の中ではコロナのせいです。消費税増税で売り上げが落ちたのではないというのが、私は実感しております。たまたまコロナが追い打ちをかけたという言い方をされてましたけれども、さほど消費税に関しては、私は影響がこの地域の飲食店に関して出ているとは思っておりません。

あとですね。確かに消費税5%なのか10%なのか。個人的にはゼロが1番理想だとは思いますが、実際ですね、これは10%に昨年上げたときにも軽減税率の問題とか、さまざまシステムの改修とかも相当を商店街、飲食店さまざまいろんなところでシステムの改修費用であるとか、いろんなことも問題がありました。またこれですね。短期的な緊急対策として、5%に下げたときに、企業に係る負担というのも考えていかないとシステム改修であるとかまたそこに対する補助金の導入とか国も出てくると思います。それが短期的なところの経済の緊急対策というところに私はちょっと個人的には合わないのかなと。ご意見があるのであれば、逆に消費税ゼロでどこでどういうふうにかこの国が運営できるのかっていうところを示していただければ、納得する部分あるんですけども、今総裁選の中で、菅官房長官が消費税増税という話をしてるんでしょうけれども、選挙の中でそういう厳しい発言をしなきゃいけないという現状もあるというところは、私は個人的には感じてますので、なかなかちょっと私はですね、質疑というよりもちょっと思いはわかるんですけども現状厳しいのかなというところで感じてますので、ちょっと私の思いに対して何かあれば教えてください。

○委員長（松本尚美君） 落合久三議員。

○紹介議員（落合久三君） 我々は当初予算を組むときに、組むときについていうか、ことし消費税率が8%から10%に上がるそれに伴って地方消費税、地方譲与税がこのぐらいだったものがこのぐらい宮古市には来ますよと。

ただしこれは、社会保障福祉のこれこれに使いなさいよというふうには、そういう意味では、金に色がついているわけではないが、そういう縛りを持って説明を受けて、我々もそれはそれとして可決しているわけです。そういう意味で、誤解がないように言っておきますが、消費税率を引き上げたものを全てが他の目的に、ようするに社会保障に扱われなかったんだっていうことのように受けとめられると、ちょっとここはちょっと違うところがあるなど。その証拠として今述べた各地方自治体にも地方消費税が現実に入ってきているわけですからっていうのを一つは、踏まえているつもりだっていうのが一つ。

それからもう一つ、先ほど、確かに鳥屋部さんが市内の飲食店等でも売り上げが減っているっていうことと、それが全て消費税率をこの間引き上げてきたことが原因だっていうふうには聞こえなかったんですが、現状を言ったのではないのかと。背景とすればそういうのがある。その点については、私も先ほどの説明で言ったようにこれはOECDのデータベースからとった資料ですが、2000年から2017年の7年間、ちょうど安倍政権のこの7年という意味なんです。世界各国のGDPはどうなったかっていうのを言ったのはそういう意味で、アメリカは2.27倍、フランス1.78倍、云々かんぬん。日本だけがOECDの中で、厳密には1.09、だから省略して1.1倍って言ったのはそういう意味なんです。OECD先進国33カ国の中で、この7年間の国のGDP見れば、日本は、ほとんど成長していない国だと言われている。ここに大きい要因の一つがあるのではないかと。もちろん全てが消費増税によるものだというふうには何か単刀直入に聞こえたらさうそ

うは思っていないんですが、かなり大きい。なぜ大きいって言いきれないかというと、これも説明したように、国税の滞納の35%を消費税が占めている。しかも起業が申告した企業の49%が滞納してるっていうのはねこの1字をとつてもね。これ相当な問題だと私は思います。あとは消費税率をゼロに、仮に、そういう請願ではないので、どういう財源があるかっていうふうなことになるとちょっと長くなるので別の機会に議論することにして、私からはちょっと長くなるので以上にしたと思います。

○委員長（松本尚美君） 西村委員、いいですか。

田中委員。

○委員（田中尚君） 後段の西村議員の質問はですね、請願の趣旨に関係ない質問ではないのかなと。いうふうな思いもしましたし、それに対して松本委員長が一言も触れないというのもちょっといかがなものかなという思いで聞いております。ちょっと余計なことですけども。

そこで改めてこの間の質疑ではっきりしたことが消費税についてはいろんな見方、評価がある中で、緊急経済対策として5%に引き下げてほしいというこういう請願の趣旨に尽きるわけでありましたので、そういった意味で私はあえて質疑の必要ないなと思っていたところでもあります。ただ、現状で消費税が地域の経済にどう影響を与えているのか。なおかつ実際に中小業者の皆さん方の経営と生活の最前線で頑張っておられます。全国商工団体、そしてまた地域の中小業者の皆さん方の自主的な組織であります民主商工会の皆さん方をどういうふうな思いで今回のコロナ対応等々ですね。そういう中でとりあえず緊急経済対策として5%引き下げてほしいと、ここに尽きる請願だ、というふうに私は非常に集約して理解いたしますので、あえてこれ以上質疑の必要がないという思いでおりますので、皆様方からの趣旨が存分にやっばり受けとめることができたという事を申し述べて私は終わります。

○委員長（松本尚美君） 意見ですね。

田中委員には申し上げておきますが、前段の田中議員の質疑の際も、この請願の審査に当たっての趣旨と違うと思われる意見もありましたが、今回先ほど指摘されましたけども西村委員の部分も趣旨が違うという部分もありますけれども、容認を同様にしたつもりでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

〔何事か発言する者あり〕

○委員長（松本尚美君） いや、やめましょう。認めません。

あとございますか。

なければ私からは、確認をさせていただきます。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 前段に竹花委員からですね、今回の請願の趣旨の確認という意味で、当面、緊急的にというお話を聞きまして、当面というのは当然私もコロナので収束っていうのは、いつまでっていうのはわからないんですけども、8%から10%上げる際にですね、当時ですね、数字的には、5兆6,000億という財源が生まれる。確保できるということですから、今回の10%からですね。5%に減税することによってですね。じゃどれぐらいの減収になるのかという部分ですね。これは把握されていますか。

○副委員長（木村誠君） 落合委員。

○紹介議員（落合久三君） 詳細は、私はわかりません。ちょっとごめんなさい。そこだけ言うとちょっと…。

国税庁が発表しているのは、いろんな要素があるけどもわかりやすく言えば消費税率1%は今の時点では2.7兆円。だから2%っていうことは5兆4,000億円っていう先ほど松本委員が言った当時5兆6,000億円の財源が

生まれるよって言ったのと符合していると思います。そういう理解はしております。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうすれば、5%減に伴ってですね、シンプルに正確な数字は私も持ち合わせておりませんけれども、10兆円から14兆円のちょっと幅ありますけれども、それくらいの減収になるという試算が成り立つのではないかと。というふうに思われるんですね。請願者の皆さんは減収になる部分をですね。どういった手当てで、いわゆる国債の発行しか基本的にはないだろうな。いうふうに思うんですけども。この財源の手当てはですね、どのように認識されておりますか。

○副委員長（木村誠君） 崎尾会長。

○宮古民主商工会会長（崎尾誠君） 財源の手当てですね先ほどもお話ししましたけれども、消費税導入のときの個人の所得税の最高税率75%でありました。それから、法人税が当時のなんぼだったかなあ…。いずれ、消費税導入に伴ってですね、減税した分が法人税といわゆる大金持ちへの減税、これが大きな柱になってます。ですから、この財源を確保するためにはやっぱり所得に先ほどお話しとおおり、消費税じゃなくて、所得に応じた税金を払うべきだというのが一つです。そのほかにはですね、トランプ大統領と安倍さんが約束したジェット機の爆買いを含めてですね、膨れ上がる軍事費をやっぱりある程度これはを抑える必要があるということ、いわゆる直間比率の見直しをもう一度やり直してですね、所得に見合った税金を国民にお願いするというのと同時に、不用不急な支出を抑えるということが大事だと思います。ちなみにアメリカの大手10何社だったかな。大金持ちの人たちは、我々はもっと税金を払っていいから税金かけてくださいということを言ってる例もあるんですよ。ですから、そういった人たちにそれなりの負担を求めれば、消費税の財源が生まれると私は考えております。

[何事か発言する者あり]

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 崎尾会長さんの今の考えは今回の緊急的にですね。一定期間の減税をする。その財源としては、直間比率の見直しとか所得税の見直しとか、軍事支出の部分とかっていろいろ上げられましたけれども、私はやっぱり基本的には国債の増税しかないのではないかと、というふうに理解をしてるんですが、そのことについてはどうですか。確認です。

○副委員長（木村誠君） 落合議員。

○紹介議員（落合久三君） 私もちよっと請願の趣旨の中に委員長の言わんとするのはわからないわけではないですが、緊急の経済対策として5%への引き下げを求める、というのが趣旨であって、それが仮に通過したときに、現行から見れば約5%減るわけだが減った財源をどうするのかっていうことを請願者に求めるってというのはそもそもやっぱりちょっと違うんじゃないかっていうふうに思います。が、もういっぱい出てます。端的に言いますと、もう多くの経済学者が共通してんのは、応能負担に切りかえる以外に解決はありえない。もうこれにもういい尽くされるんですよ。

その一つに、賃金策削減、法人減税でため込んだ大企業の内部留保金が今488兆円になっている。なぜこれに課税をするということが議論にならないのか。

二つ目、世界最大の日本の対外純資産が365兆円ある。なぜこれが非課税になってんのか。

三つ目、純金融資産1億円以上保有する超富裕層の金融資産300兆円に課税するのがわずか20%。フランス40%ですから。日本も昔は40%だったんですよ。株等への課税がね。というようなこととか、そういうのをし

やべっているんであればあれですが、私はきょうのそれを請願者に求めるっていうのはねちょっとやっぱ違うんじゃないかなと私は思います。ただあえて言います。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 私は求めているというか、認識はどうでしょうかということでお尋ねしてるんで、ないっていうんであればそれで結構です。

〔何事か発言する者あり〕

○委員長（松本尚美君） 私の質疑を終わりますけれども、あとございます。

ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。紹介議員及び提出者は退席願います。ご苦労さまでした。

〔紹介議員及び提出者退席〕

○委員長（松本尚美君） 本日は参考人として当局より三田地税務課長に出席をいただいておりますので、質疑や確認したい事項などがあれば挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中尚君） 税務課長に伺いますが、先ほど請願の紹介議員のですね落合議員も引用した部分なんですが、消費税の滞納の部分に関して宮古市の場合には、そこはどういうふうな滞納額になっているのか、おわかりでしたら教えていただきたい。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○参考人（税務課長三田地環君） 消費税については承知してございません。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。

ないようですので、参考人には退席願います。

〔参考人退席〕

○委員長（松本尚美君） 請願第8号に対する討論を行います。討論はございます。

まず、請願に反対者の発言を許します。ないですか。

西村委員。

○委員（西村昭二君） 先ほども質疑のときに言いましたけど、私は消費税率10%に上がって全世代型の社会保障制度の新たに加わった部分というのを評価しております。それで、宮古市でもいろいろ保育関係、学校関係なんかでも無償化になったところも評価してますので、これの消費税5%に下げたときの社会保障の制度の先行きの不安というところも払拭できませんので、今回の請願に対して私は反対の立場で申します。以上です。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。反対者です。

賛成者の発言を許します。田中委員。

○委員（田中尚君） 請願に賛成の立場で討論いたします。理由は、質疑の中でも紹介させていただいた部分でありますけれども、税はあくまでも憲法に基づきましてですね。いわゆる生活費には課税しないっていうのが日本国憲法に定めてあります。なおかつ、そのことから生活保護世帯に関しては課税免除というふうな制度も起きておりますけれども、消費税が導入されて以降、生活保護世帯もいわゆるそういう形で国税であります間接税であります消費税を否が応でも負担していただきたい。なおかつ生まれたばかりの赤ちゃんも含めて負担しなければならない。消費税は生きていくためには、所得能力に関係なく、負担しなければならないという点では最悪の不公平な税制だということですね。これは私が言ってるんではありません。当時の税務署の職

員の方もそのようにおっしゃっておりました。そういった部分からしますと、今問題なのが、消費税10%、昨年引き上がったわけでありすけれども、その1年前から既に日本の景気の成長がとまっていると。安倍総理の言葉によりますと、リーマンショック並みの不況にならない限り、消費税を引き上げます。文字通り今リーマンショック並みですね。コロナの要因もございまして、今そういうふうな環境にあるわけでありす。だから自民党の国会議員の中でも、消費税を引き下げるべきだという声が出ていることはですね、ある意味、私は自民党のそういった国会議員の方々にも非常に共鳴するものであります。つまり、まともな経済感覚を持ち合わせている国会議員がいるんだな。こういう判断であります。請願の趣旨はあくまでも緊急経済対策として、消費税を当面5%に引き下げて、あれこれわけのわからない給付金事業。ああいうものをやるよりは、こっちの方がはるかに効果が高いというところがポイントではなかろうかなと私は思っております。持続化給付金、それから今の目詰まりだって指摘されておりますけれども家賃支援補助金についてもですよ。非常に予算はあるんだけど。もう前時代的な形ですね、事業の効果があらわれない。なおかつ政権と癒着するような特定の業者が下請、さらには再下請という形でそこでビジネスが生まれてる。こういうふうな状況も考えますと、シンプル・イズ・ベストであります。請願者が紹介いたしました全国商工新聞の7月13日でも明らかであります。消費税減税で景気を刺激してほしい。このことにやっぱり尽きることになりすので、私はそういう意味からも、この請願につきましては、採択をすべきだと思います。以上です。

○委員長（松本尚美君） ほかに討論はございますか。

なければこれで討論を終わります。これより請願第8号を採決します。

この採決は挙手で行います。お諮りします。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松本尚美君） 挙手少数によって本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で請願の審査は終了いたします。なお9月18日の本会議での委員長報告は委員長に一任願いたいと思ひます。

説明員の入替えをお願いします。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（2）議案第9号 宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第9号 宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

審議に入る前に中嶋総務部長より本議案に関する補足資料の配布と説明の申し出がありましたので、これを許可し、資料はお手元に配付しております。

それでは、説明願います。

若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 議案第9号宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足資料に基づいてご説明いたします。

1、改正の趣旨でございますが、本条例案は、人事院規則において新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業手当の特例が施行されたことに伴い、国に準じ、新型コロナウイルス感染症の

患者等に対応する作業に従事した職員に対し防疫作業手当を支給する規定を新たに設けるものでございます。

次に、2、支給対象業務及び手当額でございますが、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのあるものの身体に直接接触する作業、長時間にわたり接して行う作業に従事した場合には、1日につき4,000円を支給するもので、また新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合、具体的には感染者が発生した場合に、感染者に直接接しないものの、その感染者に係る場所の消毒作業に従事した場合には、1日につき3,000円を支給するものです。

次に、3、対象職員でございますが、本年5月18日に開設した地域外来検査センターに従事する市の診療所の医師、看護師、健康課の保健師、その他消毒作業に従事する職員等でございます。

次に、4、施行期日でございますが、本条例の施行日を公布の日からとするもので、防疫作業手当の支給に関しましては、令和2年5月18日から遡及して適用しようとするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑がある方は挙手願います。

西村委員。

○委員（西村昭二君） 手当額はこれ、基準ってというのはどういう定め方でやってるんですか。日額。安いような気がするんですけども。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 現行の防疫作業手当から見ますと上がっておりますけれども、これ額につきましては国の額、これを参考しております。同じように県の額も同様の額でございますので、これに準じた額としたところです。

○委員長（松本尚美君） いいですか。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今の手当額について西村委員の方から、その根拠となる金額は…。今課長のほうからは、国、県に準ずる。つまりこういう人事院規則等でこの額が定められているというふうに理解をしていいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） そのように、理解しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 少し条例の内容を理解する立場でお聞きしたいわけですが、支給対象業務の関係ですけれども、4,000円の業務の中に長時間にわたり接して行う業務、こういう表現があります。この長時間という時間、これはどう理解をすればよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） まず長時間につきましては、1日の作業時間の累計がおおむね1時間以上である場合というふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 理解をいたしました。見るだけで半日とかそういうかなりのそういう意味なのかなと思っておりました。今課長のほうから1時間以上というふうに。それは理解をしました。そこで、現実はどういう業務なり職員が対象になるのか。当然、今地域外来・検査センターが設置をされておりますから、当然ここ

には市の保健師等が週3日の中で交代で携わっているというふうにお聞きをいたしておりますから、当然そういうところが、現実的には、支給対象等になるだろうと思います。そういう理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 支給対象は、今議員ご指摘のとおり保健師等もですね。この地域外来・検査センターのほうに行きまして、直接その方と、まず検査前に保険証の確認ですとか、終わった後の会計処理の業務で直接かかわっておりますので保健師も対象になります。それから、ここは医師会と協力しながら運営していますが、市の診療所のほうからも、医師と看護師が行っておりますのでこの医師と看護師も対象になってくる。それから、先ほど申しましたように現在は発生していないわけですが、もし発生して消毒作業等に従事すれば、その職員も対象になるというようなところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今は地域外来・検査センターという、そこについては理解を。では仮にですね、いわば診療所等に直接、感染が疑われるというかそういう場合も今後想定をされる。そういう場合も、つまり、何と申しますか。診察をした診療所等の医師看護師等も場合によってはそういったところも今後含まれてくる可能性があるのだと、そういう理解もするわけですがこれについてはどうですか。あくまでもその地域外来・検査センターそして消毒、とこういうところの範囲を想定しているのかどうなのか。ちょっとそこら辺も含めてですね、ご説明いただければと思います。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 現在は、この地域外来・検査センターのほうで全て対応しているわけですがけれども、万が一にも診療所のほうで感染している疑いのある方、つまり臨床的特徴とかから感染が疑われる方等がいた場合で実際対応したとなればその場合には対象になるというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今日の条例は、当然、市の職員の特殊業務手当について支給をしたい。そこで、現実に今医師会の医師の方々あるいは看護師等の方々も検査センターのほうで対応して、このいわば地域外来・検査センターに従事しているドクターとか看護師等の方々についての類似をする手当と申しますか、ここはどうなるのか。つまり市の職員にはこういう手当が支給されるけれども、現実に、そこに従事している医師会等のほうから行っている先生方や看護師さんについては、同様の何らかの手当が支給をされる、あるいはされていると。これは国のほうからあるいは県のほうからそういったものが出されているんだという理解でいいんですか。そこはどうなんですか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） ただいまの部分につきましては、医師会の部分はですね、地域外来・検査センターというのは、休日急患診療所のスキームの中で、医師会が運営しているということですので、休日急患診療の運営のほうで対応しているということでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 課長の方から休日急患診療所のほうで対応している。つまり具体的にそのドクターとか看護師とかを同様の手当なり何らかのそういったものが支給をされますか、されませんか。市の職員だけですかという、ここをどうなんですかというところだけ。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 今回のこの手当につきましては、あくまでも市の特殊勤務手当として支給するものでございますので、あくまでも対象は市の職員ということです。

○委員長（松本尚美君） 確かに今の質疑は案にかかわる部分のやりとりだと思うんですけども、今竹花委員が聞いているのはですね、民間には同様のものが何らかの手当てがありますか、という関連した質問ですが、どうですか。若江課長。

○総務課長（若江清隆君） そこはですね、ちょっと健康課のほうを確認しないと、はっきりいくらとわかりません。

○委員長（松本尚美君） 他に質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村昭二君） すいません確認なんですけれども、この業務なんですけれども、ちょっとわかりづらいんですが、コロナウイルス感染症の患者さんと直接接触をする作業をする人、あとは疑いのある人と直接接触をする人、あとは接触しないけども長時間にわたり接する、対面するっていうところで三つでよろしいんですか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 現在、想定される業務としていたしましては、今委員おっしゃったような部分ですが、そのほかにもですね。例えば、現在ないわけなんですけれども、例えば患者を何かしらの関係で市の職員が移送しなければならない。というような事態が生じた場合にはですね。そういう車両で移送ということになればそういう職員も出てまいるかと思えます。しかし、新型コロナウイルス感染症、感染が拡大した場合にはですね。どのような場所でもどのような作業が出てくるかっていうのは全て把握することは現時点でできないわけですが、そういう移送の関係も想定される、というようなところでございます。その他例えば、現在の検査センター以外の施設も何か活用して出てくればそういう可能性もあるかもしれませんし、これは拡大の状況によってはわからないので、現在想定しているのはそういうところです。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） それで今までもPCR検査をしておりますよね。PCR検査で感染されていた方とされてない方って、当然検査の結果出てるんですけども、これ5月18日にさかのぼってということになると感染患者さんじゃなかった人、要はそのPCR検査を受けたときに接触してる人もこれ対象になるっていうことでよろしいですよ。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 感染が疑わしい方がこのPCR検査を受けているわけなので、それに対応した業務に関しては、対象になると考えてございます。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。なければこれで質疑を終わります。

これから議案第9号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

[説明員入れ替え]

○

付託事件審査（3）議案第10号 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第10号宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

審議に入る前に中嶋総務部長より本議案に関する補足資料の配布と説明の申し出がありましたので、これを許可し、資料はお手元に配付しております。

それでは、説明願います。

三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） それでは、宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関しまして、補足資料についてご説明させていただきます。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴いまして、所要の改正をしようとするものでございます。条例の改正内容につきましては説明を省略させていただきます。資料中段のほうをごらんください。本条例の改正に伴います低未利用土地等につきましてはでございますが、低未利用土地等とは都市計画区域内にあり、居住あるいは業務の用等に供されておらず、またその利用の程度が周辺の土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められること。これに該当する土地あるいは土地の上に存する権利とされておるものでございます。

本条例の改正の中にあります条文でございます。租税特別措置法第35条の3第1項でございます。規定の内容につきましては、個人が所有する低未利用土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日までにした場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされる規定でございます。

なお、今回の改正に伴う制度の趣旨でございますが、人口減少に伴いまして、利用ニーズが低下する低未利用土地が増加傾向にある。このような土地は売却額も低く譲渡に係るコストが相対的に高いことから、利用が進まない状況にあり、税制面から支援しようとするものとされておるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

田中委員。

○委員（田中尚君） こんな質問も変だなと思いつつも伺いますが、いわゆる現時点で低未利用土地というものは、当然線引きなりそういうことで対象となる地区については、特定が可能だと、そういう理解でよろしいのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 低未利用土地等につきましては具体的には空き地、あるいは空き家、空き店舗等が立地する土地とされてございます。現時点で宮古市のほうには空き家バンクがございまして、ここに5件の登録がございまして、低未利用土地につきましては、都市計画区域内とされてございますので、対象となるのは空き家バンクの登録が5カ所、そのうち都市計画区域内にあるのが4件という状況でございます。空き地については、箇所数については把握できかねる状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 最後、語尾が聞き取れなかったんですが。

○税務課長（三田地環君） 空き地につきましては、現時点で箇所数は把握できかねる状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 時点でいわゆる空き家等々ですね。そういうものが対象になると。一方では、都市計画区域ということの中で、例えば空き家を例にとりまして5件なんだけれども、これが適用されるのは4件だというふうな答弁に私は伺ったんですが、そういう理解でよろしいですか。空き家に関して。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 低未利用土地等の定義。その都市計画区域内にあるという定義にはめますと、現在の登録する5件のうち、都市計画区域内にあるのは4件という状況であります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 前提とすれば都市計画区域内にある未利用土地というふうなことがありますので、例えば都市計画区域外の場合でも実態として低未利用の資産であっても、そこは該当にならないという点は、そういうふうに理解するんですけども。そういう理解でよろしいんですが。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 都市計画区域外にあるその譲渡の場合は、今回のこの租税特別措置法の改正の対象にならないと認識してございます。

〔田中委員「区域外は対象外ね。わかりました」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この低未利用土地。具体的には、これの対象地目は宅地だというふうに理解をして構わないということでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 地目については特に規定されておるものではございません。低未利用土地等という部分でのことでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうするとですね、当然農地等についても当然これは売買はね、さまざまな制限がありますが、現実的に農地等についても現実になっていきますか農地として使われていない、雑種地みたいな状況にあるとこういう場合も、この土地の対象になるのだというふうに理解もできるわけですがそういう理解で構わないのですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 農地等につきましても、現に耕作の目的に供されておらず、なお引き続き耕作の目的に供されていないと認められる場合には、該当になるとのことでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 二つ目の質問です。この100万円控除ですが、いわばその譲渡所得から100万円を控除して未利用土地の、その活用を促すという趣旨なようですが、なぜこの時限的に、令和2年4月1日から令和4年12月31日。

これはあくまでも時限的な特例措置としての扱いはんですが、ここの考え方はどういう趣旨かわかりますか。

なぜその期限を切って、これからずっとそういうふうに扱うことにするのではなくて、その間だけだという

100万円控除のここの趣旨は何か。もしこういう理由があって、そういう期間にしているんだというのがわかりであればご説明願いたい。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 令和4年12月31日までという規定につきましては、この租税特別措置法に規定されている事項でございまして、ちょっと、すみません、理由につきましては了知してございません。

○委員長（松本尚美君） 把握してない。竹花委員、いいですか。

ほかに質疑はありますか。

田中委員。

○委員（田中尚君） 条例の表題が国民健康保険税条例の一部改正ということになっておりまして、今のその100万円の所得控除ということは、即国民健康保険税に関連するのかなと思っているんですが、仮に、先ほどの三田地課長のお答えによりますと、5件のうち4件は該当します。ここが仮に売られた場合に、国民健康保険税に対する影響額はどういうふうになるんですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 譲渡に関しましては、今後の実際の売買価格によるものとなってございますので、現時点ではちょっと影響額についてはわかりかねるものでございます。

〔田中委員「計算してないってことね。了解。」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） いいですか。

ほかにございませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから議案第10号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（4）議案第11号 宮古市地域創生センター条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第11号 宮古市地域創生センター条例を議題といたします。質疑のある方挙手願います。

木村委員。

○委員（木村誠君） それで2分冊の2、11の1。私からは1点ちょっとお聞きしたいことがありまして、第4条の（3）指定された場所以外での喫煙、飲食。そういう内容が書いてますけれども、あそこの施設っていうのは敷地内禁煙なのかなと思ってたんですけども、個人的には、喫煙所って設ける予定とかあるんですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） はい、現在のところ喫煙所を設ける予定はしてございませんので、

ご指摘のとおり敷地内禁煙ということで現在考えているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村誠君） わかりました。また飲食の制限もされてますけども、あその1階フロアなんかは、お母さんとお子さんと自由に遊べる空間スペースだと思うんですけども。どういったスペースを飲食禁止にされようということなんですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 以前、図面でご説明をしたとおりその子どもたちが遊ぶスペースがございます。あとは真ん中挟んで反対側には交流スペースがございます。あとは各貸し室のご利用がございますので、一定程度の飲食というか、飲み物飲んだりっていうのはあろうかというふうに考えてございますが、ある程度制限を設けなければならないと思ってございますので、制限をした上で適切に使っていただきたいというふうな趣旨でございます。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村誠君） わかりました。私からは以上です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 11の2ページ、第6条、ここでは使用料。そして、第16条、こちらのほうでは利用料金ということで、それぞれ指定管理者がかかわる事務に触れる部分でありますけれども、いわゆる創生センターの利用に関して、利用料と使用料を使い分けた意図というのはどういうふうなところから、理解すればいいのか伺います。わかります、質問の意味。つまりですね…

○委員長（松本尚美君） 田中委員、ちょっと待ってください。

[田中委員「的確な答弁のために説明しようかなと思ってるんですけど、必要であればお答えいただきます」と呼ぶ]

○委員長（松本尚美君） どうですか。

[「続けていただいて」と呼ぶ者あり]

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） ちょっと16条、ちょっと見ていただきたいと思うんですが。こちらの方につきましては簡単に言いますと、第6条。第6条の使用料は徴収しないと。そのもとにおいてこの使用料の範囲内で指定管理者が利用料を直接徴収するところというふうになってるものですから、何でこういうふうになったのっていうことを聞いております。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 失礼をいたしました。一応、市が公の施設として設ける施設でございます。現在のところは指定管理制度を使って指定管理をして運営をしたいというふうには考えているところでございますが、市が直営で管理を行う場合については使用料。それから指定管理を行って料金として指定管理者が徴収する場合は利用料ということで、区別をしているものでございます。大変失礼しました。

[田中委員「了解しました」と呼ぶ]

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 使用料か利用料かという問題は別において、別表で第6条にかかわる1時間当たりの使用料がきょう新たに示された。こういう理解をいたしておりますが、そこで、この使用料の料金の設定に当た

って、当然、既存の公共施設等の整合性がどうなのかというところが1番のポイントだと思います。かなり個人的な印象ですと、1時間100円、かなり低減、安いといえますかね。そういう意味では利用者にとっては大変いいことなんだろうなというふうに受けとめておりますが、一方で、当然、使用料金、利用料金によっては、地方創生センターに利用者が料金比較をすればどつと流れていくという、そういう問題も。それはさておき、いずれ最大の問題は、現在の他の公民館等々を含め、そこの料金の整合性ここについてはどういう形を検討されてこういう料金にされたのかということのご説明をお願いします。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 利用の料金の設定につきましては基本的にこの創生センターにつきましては現在の評価額から100分の5を掛けまして、それで面積当たりの利用料金を定めている、ということになってございます。この利用料金の設定に当たっては当然、ご指摘のとおり他の公共施設、それから近隣の施設との均衡というか、整合性を保ちながらというのを観点に進めてきたところがございます。どうしてもその評価額からいたしますと、切り上げになった都合で全施設100円。全施設ではないですけども100円というような設定にはなっておりますけど、特別こちらが安くて、利用を呼び込もうとか、そういう趣旨があるものではございませんが、現在の評価額から算定いたしますとこういうような設定になってるというものです。季節ごとに暖房冷房の使用、不使用があらうということで、部屋の料金と冷暖房使用料を現在分けて考えているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） これは既存の施設はね。当然施設を新設して利用料金を新たに設定するというパターンがほとんどですから、確かに、旧宮古警察署を取得して、当然一定の経過年数が経っている。そこで今課長のほうからは5%の評価額ということを反映して設定をした。考え方はわかりました。ただ現実に行くと、公民館等の利用料、それから今の交流センターの利用料から比べると、私の感覚はかなり安くなっているなというふうに認識をいたしております。そういう意味では、当然の施設の差別化という問題はあるにしても、一般の利用者の方からすると当然安いほうを使うというのはこれ当然の流れなわけでありまして、交流センターについては特にも、駐車場も有料になると、こういう問題もあって、なかなか一般の利用が非常に利用しにくい、されにくいという問題を抱えているので、多分この創生センターのですね、貸し室等の利用は、かなりそういった意味では車をお持ちの方々については、相当の方々が利用されていくんだらうと思うんですね。一方で逆に言うと、既存の市民交流センターの活用が進むんだらうか。という問題が生じてくる。ここはちょっと所管が違うって問題があると思いますが、この辺の考え方についてはどう考えていますか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 利用料金につきましてはそのとおりでございまして、特別利用を促そうとか、バーゲンとして出してる価格ではないというのは先ほど申し上げたとおりでございます。実態といたしましては我々が期待しているのはフラットピアであるとか、青少年ホームとかの利用者の一定程度のご利用があるだろうなというふうに考えてございます。あとはその免除規定で規定いたしましたとおり、団体としてご登録をいただければ、ほとんどの活動団体は、減免を受けながら使うであらうというふうに考えておりますので、利用料金を主眼として利用ニーズが移動してくるというふうには考えてございませんので、このセンターの趣旨をご理解いただいた上で、あとは利便性をご判断された上で利用が進むことを期待しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 確かに今、課長がおっしゃったように多くの団体は減免対象等の団体さんが使われているということですから、料金設定の額は別にして使われる団体が同じとすれば、減免をされていた方々が行くとすれば、余り料金設定について、確かに多い少ないというのは、現実問題とすればね、先ほど利用に大きな影響がないというお話については一定程度理解いたしました。ただいずれにしても、ちょっと私も公民館の使用料金とかね、交流センターのを一応、今度ちょっと見てみました。いずれそういった意味で料金設定についてはかなりの額の幅があるので、この100円、ワンコインにしたところは、どういう設定の考え方なのかなというところをお聞きしたところでございます。基本的な考え方については理解しました。

二つ目の質問です。今課長のほうからお話がありましたが、第7条には今お話があった使用料の免除規定が。これについては従来のいわば公共施設を利用する使用料免除、これと基本的に変わらないと理解をいたしますがそういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 設置目的にも書かせていただきましたとおり、広い層が学び合う施設というふうに考えてございますので、議員ご指摘のとおりというふうに我々も理解してございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 3点目です。きょうの条例中には、開館日、つまり、逆に休館日の設定、それと開館時間、こういう規定が条例の中に盛り込まれておりません。そういう意味では規則か何かの中で、こういったものを盛り込んでいく予定なのかと勝手に解釈いたしました。開館日、休館日、開館時間、これらについてはどうお考えなのですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） ご指摘のとおり基本的には規則に委ねて、そちらのほうで決めていこうというふうに考えているところでございます。現在のところ休館日については年末年始とかそういうものを設定しようという考えでございます。あと開館時間につきましても、指定管理も予定していることから、午前9時から午後9時前後で現在検討を進めているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 開館日、休館日、開館時間等についてはいつごろを…条例のあれは、来年度から開館というふうになりますので、もちろんそれまでの間は、ということになります。後ほど指定管理者の関係をお聞きをしますが、つまり指定管理者等が…当然これは決める前に一定のそういったものを示す必要があるんだろうというふうに思いますが、いつごろまでにこれを検討して開館時間等については定めるという予定をしておりますか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） ちょっと説明が足りなかったかもしれません。指定管理を予定してございまして事業者の公募に入りたいと思ってございますので、その仕様を定める段階では当然休館日、開館時間、それは決めていくことになると思いますので、その前に決めたいというふうな考えは持っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 最後の質問になります。今多田課長のほうからは、私がお伺いをしようとしておりましたが、指定管理者は公募とこういうことでしたので、公募をしていくのだなと理解をいたしました。そこで具体的

公募の時期は今どのぐらいの時期。例えば12月とか1月とか、これについてはどう考えですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 具体的には10月から公募の手続を開始したいと考えてございますので、あとは一定期間応募の時間をとって事業者を募集して審査してまいりたいと考えてございます。後ほど候補者決定いたしましたら議会のほうにお諮りしたいと考えてございます。

〔竹花委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 他にございませんか。なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第11号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（５）議案第12号 宮古市川井地域バス条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第12号宮古市川井地域バス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

菊池企画部長より補足資料の配付の申し出がありましたのでこれを許可し、お手元に配付いたしております。参考にしながら質疑のある方は挙手願います。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） では、質問させていただきます。最初に申し上げておきたいことなのですが、地域コミュニティバスについては、反対するものではありません。賛成いたします。その中で、総務常任委員会に説明があったときに、地域づくり協議会において、患者輸送バスについて説明したときに皆さんの中から反対の意見はないっていう説明をいただきました。でも、地域づくり協議会という方々の意見とともに、利用する地域の高齢者の方々地域の方々の意見は本当に反映されてきたのかなっていう疑問があるので、まずその点について、伺いたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 以前総務常任委員会においてご説明をさせていただきました。資料配付させていただきました、地域協議会との懇談の流れっていうのをご説明させていただきました。

7月13日と7月27日の2回にわたって、地域づくり協議会とお話をさせていただきました。当然そこで採決をとるとかそういうような手続ではございませんので、こちらの考えをご説明した上でさまざまなご意見をちょうだいしたと考えてございます。工藤委員おっしゃるように大反対というような意見は全くございませんでしたので、反対意見はなしというふうに我々は整理をさせていただきますが、各論に入りますとそれぞれ障がい者に優しい車を配置してくださいとか、乗り換えに配慮してください。それからフリー乗降も検討してくださいという中でさまざまな意見をちょうだいしてございます。現在説明の中では100円の利用料金をちょうだいしますということをご説明をさせていただきました。その件についてもさまざまな見地からご意見をいただいたと

思っています。

それから地域づくり協議会、それ以外にも実際の利用者の方々、1週間新里診療所のほうに出向いて、患者輸送バスを利用されて来院される方、それから自家用車を使って来院される方、それぞれ皆さんに個別のご説明をさせていただいております。制度についてさまざまなご意見をちょうだいしております。あとは今週月曜日から本日までを予定してございますが、新里の大字単位で5地区において地区説明会を開催してございます。その中でも利用料金についてはさまざまな意見いただいておりますので、それを参考にさせていただきながら、また制度を練り直していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 多田課長の説明は理解しますけれども、総務常任委員会に前に説明のときには、地域に入っているの説明会というお話がなかったので、この後にそういう地域に入って説明会で詳しく地域の方のご意見要望を聞いたと思うんですけども、最初の地域づくり協議会の方と意見交換するときにはそれと並行して、地域の方々と同じような形で、同時進行でやらないと。地域づくり協議会はこういう意見でした。各町内に入ったときにはこういう意見。やっぱり意見が違うと思うんですね。そういう部分をやっぱり一緒に並行しながら、どういう部分に問題があって、どういう部分をこれから考えていかなきゃならないのかっていうのをやっぱり当局としても、そういう考えで臨まないで別々にやって当局がいいように判断するというのは私はちょっと違うんじゃないかなと思って。今度のこの条例については、やっぱり地域の方々がこれから利用する、ましてやこれが宮古市全体に、例えばみんな波及する同じような形で患者バスの輸送がいくわけですので、料金の設定とかも、やっぱりその地域によって今までの無料が100円になるかもわからない。でも、市内だと宮古病院に行くのに100円では行けないじゃないんですか。もう料金の格差が出てくる。そういう患者さんたちの公平性に欠けるのではないかなと思っております。そういうところはどういうふうに考えているんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） まず前段の問い合わせの方でございます。地域づくり協議会と地域の懇談会と同時並行でというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ実務上はですね、地域づくり協議会のほうは委員さんにご案内を差し上げてお集まりいただいてこちらのほうから説明に出向くという形でございます。地区説明会の方については、行政連絡員さんをお願いいたしまして、回覧版のほうで回しながら、何ていうんでしょうか。夜の時間割いていただいてお集まりをいただいたというような状況でございますので、どうしても若干のタイムラグができたのかなというふうに思っております。ただそのことで我々が都合のいいように解釈をしているというような気持ちはございませんので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから地区ごとというんですか、地域ごとの不整合というか、それにつきましては委員会でも話をしたとおりでございます。今回の地域バスの提案によって、各地域の不整合とかが一気に解決されるものではないというふうには考えてございまして、地域ごとにそれぞれの課題を抱えているというのは、計画上においても示したとおりでございます。ただ、これから通院の足を確保しながら、それから地域の足を確保しながら、なおかつその公平性に配慮しながら制度をつくり上げていく必要があると思っておりますので、続きその制度のブラッシュアップとか磨き上げというのは、引き続きやっていくべきものというふうに考えてございますので、その都度ご説明をしてご理解賜りたいというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 課長の説明は理解いたしました。地域のサービスが低下しないように、また弱者のために、やはり1番ここは問題です。私たちが今元気で運転してますけれども、免許返納しなきゃならない年にもなってきます。そういったときに、宮古市の患者輸送バスの形態が、不便な使い勝手の悪いような患者輸送バスでは困ります。これから先を見据えて、今の方が高齢化なって患者輸送バスを利用するときに便利で使いやすいバスの設定にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 私からは1点だけです。前回の説明をいただいた際にも指摘した部分ではありますが、患者輸送バスで現在無料で通院なさっている方々の今回のコミュニティバスの導入に伴うですね、新たな負担については解消すべきだというのが私の意見であります、私のそういう質疑に対しまして多田課長がうちのほうは公共交通推進課としての立場で提案させていただいておりますという簡単に言うところいう答弁だったように記憶しております。ここ踏まえた上で、さまざまな地域の意見も踏まえてですね。無料をどうするかということも含めて、患者輸送バスの現行のサービスが本当の意味で地域の皆さんに理解されるようにですね。努力してまいりますというふうに私は受けとめたんですが、その中のこの件にかかわって補足説明するものがあればですね。

まず最初に伺いたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 追加資料お配りいたしました。元の川井地域バス条例で第4条に使用料の免除というのがございます。今回はこの部分は残したままで条例改正しますので、改正条例の対照表には出てこない。でもこの4条は残る。今回、きょうの腹帯で地区説明会が全て終わりますけれども、これまで患者輸送バスを利用していた方は、ちょっと考え方を継続してもいいんじゃないかと。そういうようなご意見もございますので、本日までの地区説明会、それから、診療所での説明会等を踏まえてですね、その点は、今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 大変失礼しました。資料についての説明がなく、いきなり質疑に入ったものですから、山崎部長のほうからですね今お話をいただいたような形の答弁になったというふうに伺っておりますが、いずれこういういわば根拠になる部分があります。それは何かといいますと第4条使用料の免除。これが適用できるんじゃないかというふうなお答えに理解いたしましたので終わります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今回の一部改正条例、ポイントは二つだと理解をしております。

一つは、今、工藤委員あるいは田中委員のほうからもお話ありましたが、これまで患者輸送バスを利用されていた方がワンコインですが、有料になる。ここをどれだけ理解いただけるのかということをご心配しております。私はこれまでのいずれにしろ地域公共交通を維持確保する観点からは、やっぱり、この患者輸送バスをもう少しやっぱり有効的に活用して、有効な足として活用ができないかというふうにも提言をしてきましたし、さまざま議会のほうでも発言をしてまいりましたから、そういう仕組み自体についてはね、今回、ぜひ、こういう仕組みを活用しながら、過疎化が進む地域の足をどう確保するのかと非常に一つの有効な戦略だろうと。ただ、その過程の中で、現実的にこれまで無料だった方が有料ということになりますから、最大限、さまざまな意見

もあるだろうというふうに思いますから、ここはこれから鋭意地元の方々の意見も含めて、あるいは今山崎部長のほうからこの使用料免除、ここをどう…。ここはね、なかなか…。正直申し上げると、市長の政治判断の問題も出てくると思いますから、ぜひそこはですね、いろんな意見を聞きながら、そこについてはバスの有料化等々への対応については十分にこれから検討いただきたい。これについては私も終えたいと思います。

二つ目の問題は、利便性の問題で前回の総務常任委員会でフリー乗車の問題がありました。つまり、市道についてはフリー乗車区間だけれども、国道340号については、警察のほうからフリー乗車とする許可がおりなくここできませんという話であります。交通量の問題だというふうにあったわけですが、しかし、確かに国道でありましたが、国道106号とまた違ってですね、本当に交通量が多いんだろうかと。これちょっと失礼な話だけれどもね。そういう区間をやっぱり、可能な限りやっぱり利便性を高めるためには、住民の方がフリー乗車ができるような方向性が望ましい。確かに、交通量がね、多いところはやっぱり安全性の確保が問題ですけれども、現状から言って私はそれほどそんなに交通量が頻繁にそういう状況ではないとすれば、このフリー乗車区間を国道にも適用していくということはね、非常に必要ではないかなというふうに思っております。今後のね、仮に今のところは協議の中でできないとしても、このところを今後拡大をできる余地があるのかないのかも含めてですね、ちょっとそこは市の考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） ご指摘のとおり先日の委員会においてはそういうやりとりをさせていただいております。その後、今週地区説明会をしてございます。各地区、昨晚までで4地区終わりました。それぞれの会場で30名から40名ぐらいのご参加をいただいております。私の感覚といたしましては、新里でやった説明会では多いなど。参加者が多いなという印象を持ってございます。それだけ関心が高いものと捉えてございます。その中の皆さんからのご意見の中で同じようなご指摘をいただいております。フリー乗降はわかったけども、何とかならないのかと。フリー乗降にならない部分は何とかならないのかというふうなご要望でございました。私のほうとしては、停留所をふやすという余地があるんだろうと思っております。ただ、皆さんにもお答えをいたしましたけれども、例えばもう、現実的にできない場所もございまして。交差点に近いところとか、見通しが悪いところは幾ら何でもそれは難しいですよ。ただ、一定の条件を満たせば停留所をふやすことができると思いますので、それぞれの地区でちょっとお話し合ってくださいませんかということで説明をしてきたところですよ。ですので、今ご指摘のあったことを解決しようと思えばフリー乗降にいく一個前のステップとして、まずは停留所をふやす。乗れるところをふやして、どうぞお客さんに乗っていただくというような体制を我々は築いていくべきだろうというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 仮にフリー乗車区間が難しいとなればですね。もう唯一の解決策は停留所を細切れにやっていくしかない。ただそれも当然限度があるわけですから、できるだけ当面对応とすれば、停留所を地域の意向、乗りやすい場所の設定を含めてですね。何百メートルも歩かないでバスに乗れるようにね。こういうやっぱりこういう工夫なり手だてが必要なんだろうというふうに思います。なおかつ、警察署の協議を引き続き重ねながら、利便性を確保していくということも求められている課題だというふうに思いますから、ぜひここはね、引き続き丁寧な対応しながら、各地域の方々が乗りやすい場所、どこに停留所があればいいのかというところはですね。ぜひ意向を汲み取りながら、努力していただきたいとこのことは要望しておきたいと思いません。終わります。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） 今、ほかの委員さんの課長とでやりとり聞いていて思ったんですが、確かに、私もですねこの患者の無料の件っていうのは、地域の方々の声があるというのも聞いておりました。それで、これはですね、今回の場合は新里地域の交通を確保するための条例の部分なので、反対するものでももちろん私もないんですけども。さまざま先ほども地域の方々の意見交換の部分で噛み合っていないんじゃないかとかさまざまありましたが、ちょっと私もですね、地域づくり協議会のメンバーの方ともちょっときのうお話をさせていただきました。それで、私たち総務常任委員会では地域づくり協議会っていうのは、また5年間続けてやっていきましようよという形で地域の課題というのを抽出して市側に上げていただきましようという組織づくりだと思うので、私はこの方々と意見交換を当局がしたということは、地域の課題は当然話し合っているんだろうというところで認識しておりますので。たまたま刈屋のほうでおとといですか。一昨日、ですね。刈屋の意見交換、説明会に出席された方ともちょっとお話ししたんですけども、確かにですね患者輸送バスの無料というのは魅力だけでも、さほどそんなに騒いでないっていうのを聞いたんです。プラスマイナスで考えたときに、地域の足というところの確保の方が非常にありがたいという声を私も聞いております。ただ全住民から聞くわけにはいきませんのでさまざまな意見はあると思いますけれども、先ほど部長から説明もあったように、使用料の免除、第4条というところを今後適用していくのかどうかっていうのも、恐らく新里だけじゃなくて今度川井とかさまざまいろんな赤字路線に普及していくというところがあると思いますので、これをですね全部果たして私も個人的には無料にしていくのが本当にいいのかどうか。そうすると赤字路線じゃない、市内の西ヶ丘であるとか山口団地さまざまそういうところの方が病院に行くときはどうするんだっていう、いろんな公平性というのが保たれるのかどうかというのも、個人的には感じます。これは、企画部でなかなかどうこうっていう感じではないと思うんですね。やはり保健福祉部の方の感じなのかなと。だからあえて総務常任委員会でそこまでなかなか突っ込むところじゃなくて教育民生常任委員会さんと保健福祉部のほうとのやりとりも入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、今回は、これ何とかやらないと10月の12日に間に合わないでしょうから、ただ約束っていうわけじゃないですけど、してほしいのは、まず、新年度に向けて今年度運行してさまざま課題が出てくると思うので、これは料金の部分だけじゃなくて、さまざまバスの運行する会社。今年度は患者輸送バスの受託者がやる予定っていうことでお伺いしましたが、その受託者のほうからも、患者さんと患者さんじゃない人の区別がつかないという話も今朝されました。なので、さまざまいろんなこれ工夫、改善していきながらやっていかなきゃいけない。おつりの準備はどうするだとか。なので、なるべく回数券使ってやってもらえばいいんでしょうけれども、見切り発車の部分があるので、3月末、新年度までの間にいろんな課題が必ず出てくると思います。今回藤原議員も一般質問しますので、藤原議員はもちろん地域に密着している議員ですので、藤原議員の意見を尊重しながらですね。何とか来年度に向けて、今年度はテスト期間みたいな感じでやっていただければいいんじゃないかなという、ちょっと私の意見ですけども、何かあればお願いします。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） ありがとうございます。適時の見直しにつきましてはご指摘のとおりでございます。地域の実情を実際に利用してどうだったかっていうのは丁寧に聞いていく必要があろうかと思っております。地域説明会今週回らせていただくといろんな意見をいただいております。押しなべて皆さんが不便だっておっしゃってるのは宮古まで乗り換えになるよねっていう話でして、直通というか乗り

換えなしでいける便があるといいよねっていう話は各地区から押しなべていただいております。そのほかに時間がたちますとダイヤ改正とかですね、そういうものも出てきますので、都度都度見直しは必要だろうなというふうに考えてございます。何も新年度を待って、これをするというつもりは持ってございませんけども、時期時期、現状と合わないものというのは皆さんの声を聞きながら改正をしていかなければならないと思っております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 簡単に提案も含めてということになるかと思いますが、先ほど竹花委員が触れましたフリー乗車区間の考え方でありまして、当面はバス停留所ふやすということで、このこと自体は利用者に寄り添った対応ということで、評価できると思うんですが、さらに進んで竹花委員も指摘したわけでありまして、なぜそういう国道がだめなのか。やっぱりこれは1番はやっぱり利用者の安全確保、ということがあるとするれば、そこは例えばですよ。岩泉町では国道340号でも岩泉町ではフリー区間が設けられているというお話も聞かれますよね。そうするとここは国土交通省のほうで規制緩和っていう部分の判断を働かしてですね。あえてバスの停留所を増設しなくても、可能性が開けるんじゃないか、というふうな気もするんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 国道で今難しいと話をされているから諦めたというつもりはございませんで、それは引き続き粘り強くやっていく必要があろうかと思っております。その上で、例えば国道につくるのであれば、バスペイをつくるとか広くしろとか言われるのであれば、それはそれで考えていかなければならないというふうに考えてございますが、第一義的には皆さんが乗りやすいバスを運行するというのが主眼でございますので、ここは引き続き交渉していきたいというふうに考えてございます。

〔田中委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですのでこれで質疑を終わります。これから議案第12号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第12号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第12号は原案可決すべきものと決定しました。
昼食のため、暫時休憩します。

午後0時 1分 休憩

午後1時00分 再開

○

付託事件審査（6） 議案第19号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第19号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

芳賀危機管理監より補足資料の配付の申し出がありましたのでこれを許可し、お手元に配付しております。
参考にしていただきながら、質疑のある方は挙手願います。

ありませんか。

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第19号は原案可決すべきものと決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第19号は原案可決すべきものと決定しました。
説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。
お諮りします。

9月18日の本会議における議案第9号から議案第12号及び議案第19号の委員長報告につきましては、委員長
に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午後1時3分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美